

令和8年度「宇都宮市森づくり活動推進事業補助金」制度のお知らせ

～ 補助金等交付申請の受付を開始します ～

みどり豊かな環境を将来に引き継いでいくため、森づくり活動等を実施する法人に対して、その活動費用の一部を補助する「宇都宮市森づくり活動推進事業補助金」制度についてお知らせします。

1 補助の対象となる者

補助の対象となる者は、下記(1)から(3)までのすべてに該当する者です。

- (1) 定款等により森づくりに関する活動を目的とする法人であること
- (2) 市内に住所を有していること
- (3) 市税を滞納していない者

2 補助の対象となる事業

補助の対象となる事業は、森林の大切さの理解促進を図り、森づくり活動の輪を広げるために、宇都宮市内で行う事業で、下記(1)から(3)までに掲げるものです。

- (1) 森づくり活動団体等の組織化及び活動の支援
- (2) 市民の森づくり活動への参加を促進するための普及啓発活動の実施
- (3) 森林の重要性等の理解促進を図る活動、森林観察会等の開催

(事業の例)

- ・ 森づくり活動の普及啓発活動
- ・ 森林の理解促進を図る森林観察会
- ・ 森づくり活動団体等と市民との交流会
- ・ 緑地のガイドブック作成 等

※ 以下に該当する事業は、補助の対象外となります。

- ア 公序良俗に反するもの
- イ 営利を目的とするもの
- ウ 特定の政党、政治的団体又は宗教のための活動であるもの
- エ 市から他に本事業と同様の目的・経費で補助金等の助成を受けているもの
- オ 申請者自らが実施しないもの
- カ 安全確保に十分留意していないもの

3 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、「2 補助の対象となる事業」の実施費用のうち、下表に掲げる経費です。

対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、会議費、保険料、委託料、使用料、賃借料、備品購入費
対象外	職員人件費、電話代、光熱水費など通常の維持管理に係る経費、自己啓発に係る経費 等

4 補助の対象となる事業の期間

補助の対象となる事業の期間は、交付決定日から令和9年2月26日(金)までです。

5 補助金交付者数

補助金の交付者は、年度あたり5者までです。

6 補助金の上限金額

補助金の上限金額は、交付者すべての交付決定額の合計で上限34万円までです。

※交付申請があった場合は、事業内容等についての審査及び選考を実施し、交付者及び補助金交付額を決定します。

※審査及び選考の結果、補助金交付の対象とならない場合や、交付決定額が交付申請額に満たない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

7 財源について

この補助金は「宇都宮市森林環境基金」を財源としています。

8 令和8年度補助金等交付申請書の受付について

(1) 受付期間

補助金の交付を受けようとする法人の方は、令和8年7月10日(金)午後1時までに、下記の書類を窓口にて提出してください。

(2) 提出書類

補助金等交付申請書及びその添付書類（下記を参照）

【交付申請に必要な書類】

- ・ 補助金等交付申請書（宇都宮市補助金等交付規則様式第1号）
- ・ 補助の対象となる事業の事業計画書（任意の様式可）
- ・ 補助の対象となる事業の収支予算書（任意の様式可）
- ・ 法人の定款、役員名簿及び活動実績に関する資料

※その他、必要に応じて参考となる資料の提出をお願いする場合があります。

(3) 提出先

宇都宮市 都市整備部 景観みどり課（宇都宮市役所 本庁舎10階）

(4) その他

交付申請に必要な書類の様式等は、市ホームページに掲載しますので、必要に応じてご活用ください。

9 問い合わせ先

宇都宮市 都市整備部 景観みどり課

（電話）028-632-2597

（ファクス）028-632-5421

（Eメール）u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp